

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2025年5月19日(月)

今週のことば

改正戸籍法による通知

今月26日から戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることに伴い、本籍地の市区町村から記載される振り仮名の通知が届く。誤りがある場合は届出が必要。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/19(月) 先勝

20(火) 友引 G7財務相・中央銀行総裁会議

21(水) 先負 小満

22(木) 仏滅 ゴルフ日本プロ選手権

23(金) 大安 4月の全国消費者物価指数発表

24(土) 赤口

25(日) 先勝

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/12(月)	37,644 △141	147.91 ▼2.76
13(火)	38,183 △537	147.85 △0.06
14(水)	38,128 ▼55	146.98 △0.87
15(木)	37,756 ▼372	145.88 △1.10
16(金)	37,754 ▼2	145.24 △0.64

国会に提出された年金制度改革法案

今国会に年金制度改革法案が提出されました。主に企業や労働者に影響のある改正は次のとおりです。

◎短時間労働者の社会保険適用拡大……パート等の短時間労働者が社会保険(厚生年金・健康保険)の加入対象となる要件のうち、賃金要件(月額8.8万円以上)を撤廃(公布から3年以内)するとともに、企業規模要件(従業員数51人以上)を段階的に撤廃(令和9年10月から対象企業を段階的に拡大し令和17年10月に撤廃)します。これにより、短時間労働者(学生を除く)の所定労働時間が週20時間以上であれば、「年収106万円の壁」や企業規模に関係なく社会保険の加入対象となります。

◎個人事業所の社会保険適用業種拡大……令和11年10月から常時5人以上を使用する個人事業所は、全業種を社会保険の適用事業所とします(施行時点で既に存在する事業所は当分の間、対象外)。

◎適用拡大に伴う支援措置……令和8年10月から新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者の保険料を3年間、事業主が労使折半を超えて負担できることとし、事業主の追加負担分は国などが支援する措置等を講じます。

◎在職老齢年金制度の支給停止基準額引上げ……働きながら老齢厚生年金を受給している方の賃金と年金額の合計(月額)が基準額(令和7年度は51万円)を超える場合、超過額の1/2が支給停止となりますが、令和8年4月から基準額を62万円に引上げます。

◎厚生年金保険等の標準報酬月額の上限引上げ……厚生年金保険料等の算定に用いる標準報酬月額の上限(現行65万円)を令和9年9月から3年かけて段階的に75万円まで引上げます。

■この記事の詳細は、情報BOX201519

下請法等の改正が成立し、来年1月から施行

下請代金支払遅延等防止法(下請法)及び下請中小企業振興法(下請振興法)の改正案が成立し、一部を除き令和8年1月から施行となります。

下請法関係は、*協議を適切に行わないことによる代金決定の禁止、*手形払の禁止、*発荷主が運送事業者に物品の運送を委託する取引を対象に追加、*適用基準に従業員数(製造委託等は300人、役務提供委託等は100人)を追加などです。

なお、用語について下請事業者を「中小受託事業者」、親事業者を「委託事業者」とし、法律名も下請法を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払遅延等の防止に関する法律」、下請振興法を「受託中小企業振興法」に改めます。

財産債務調書及び国外財産調書の提出

一定の財産を有している方は財産債務調書や国外財産調書の提出が必要となり、令和6年分の提出期限は令和7年6月30日です。

財産債務調書は、①その年分の所得金額(退職所得を除く)が2千万円超であり、12月末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する方、又は②その年の12月末時点で10億円以上の財産を有する方に該当する場合は対象です。

国外財産調書は、その年の12月末時点で5千万円超の国外財産を有する方が対象となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

国会に提出された年金制度改正法案の概要

令和7年5月16日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」が第217回通常国会に提出されました。

働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、以下のような措置を講じるとしています。

◆短時間労働者に対する社会保険の適用拡大

- ・パート等の短時間労働者における被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用要件のうち、「年収106万円の壁」として意識されている賃金要件（月額8.8万円以上）を撤廃する。撤廃時期は、全国の最低賃金が1,016円以上（週20時間労働で月額8.8万円以上）となることを見極めて判断する（法律の公布から3年以内の政令で定める日から施行）。
- ・また、企業規模要件（厚生年金の被保険者数が51人以上の企業）を10年かけて段階的に撤廃し、短時間労働者の週所定労働時間が20時間以上であれば、勤務先にかかわらず被用者保険の加入対象とする。具体的な時期は令和9年（2027年）10月から36人以上の企業、令和11年（2029年）10月から21人以上の企業、令和14年（2032年）10月から11人以上の企業、令和17年（2035年）10月から10人以下の企業とし撤廃する。

◆個人事業所の社会保険適用業種の拡大

- ・常時5人以上を使用する個人事業所は、被用者保険の適用事業所となる17業種以外の非適用業種も適用事業所とする。令和11年（2029年）10月から適用。
- ・ただし、経過措置として施行時点で既に存在する事業所は当分の間、対象外とする。

◆社会保険の適用拡大に伴う支援措置

- ・企業規模要件の見直しなどにより新たに被用者保険の加入対象となる短時間労働者に対し3年間、事業主が労使折半を超える割合で保険料を追加負担することで保険料を軽減できることとし、事業主が追加負担した保険料は国などが全額を支援する特例措置を実施する。令和8年（2026年）10月施行。
- ・また、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討。

◆在職老齢年金制度の支給停止基準額の引上げ

- ・就労しながら老齢厚生年金を受給している場合に賃金と年金の月額の合計が支給停止の基準額（令和7年度は51万円）を超える場合、超過額の1/2が年金額から支給停止となる在職老齢年金制度について、支給停止となる基準額を62万円に引上げる。令和8年（2026年）4月施行。

◆厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の引上げ

- ・厚生年金保険等の算定に用いる標準報酬月額の上限度額（65万円）を段階的に75万円まで引上げる。具体的には令和9年（2027年）9月から68万円、令和10年（2028年）9月から71万円、令和11年（2029年）9月から75万円とする。
- ・被保険者全体に占める上限等級の該当者の割合に基づき上限額を改定できるルールを導入する。

◆遺族年金の見直し

- ・遺族厚生年金について男女差を解消するため、子のない60歳未満の配偶者は男女共通で原則5年の有期給付（配慮が必要な場合は5年目以降も給付継続）の対象とすることで、55歳未満の男性にも支給される。また、年収要件の廃止、有期給付加算や死亡分割制度の新設などを行う。令和10年（2028年）4月から施行（女性の見直しは20年かけて段階的に実施）する。
- ・遺族基礎年金について、受給権を有さない父又は母（収入が基準額を超えている場合や再婚した場合など）と生計を同じくしている子が遺族基礎年金を受け取れるようにする。令和10年（2028年）4月から施行。

◆その他

- ・子のある年金受給者の加算額を子1人につき年281,700円に上げるとともに、子に係る加算のない年金に加算制度を創設する。令和10年（2028年）4月から施行。
- ・年下の配偶者を扶養する場合に支給される老齢厚生年金の配偶者に係る加算額を年367,200円に引下げる。令和10年（2028年）4月から施行。
- ・iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入可能年齢の上限を70歳未満に引上げる。公布から3年以内に施行。